

例月出納検査結果報告書（令和5年4月分）

地方自治法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の結果について、次のとおり報告します。

1 検査の対象

次に掲げる会計等に属する現金及び歳入歳出外現金の出納及び保管（令和5年4月分）

- (1) 一般会計
- (2) 特別会計（公共施設整備基金特別会計、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計）
- (3) 水道事業会計
- (4) 下水道事業会計
- (5) 病院事業会計
- (6) 基金（財政調整基金、公共施設整備基金、職員退職給与基金、進学奨励基金、国民健康保険財政調整基金、応急診療施設等整備基金、公共施設等総合管理基金、減債基金、市民のいのちを守る医療基金、生駒市営住宅整備基金、生駒市北部地域整備促進基金、介護給付費準備基金、みどりの基金、ふるさと生駒応援基金、教育環境整備基金、観光振興基金、こども未来基金、市民活動支援基金、歴史文化基金、ベルテラスいこま共用部分修繕積立基金、図書館整備基金及び森林環境整備促進基金）

2 検査の実施内容

- (1) 検査の期日 令和5年6月29日（木）及び7月7日（金）
- (2) 検査の方法

- ・提出された検査資料に基づいて監査委員事務局が事前に実施した書類検査の復命を受け、例月出納検査実施計画に定める着眼点に則って検査されたかどうかを確認した。
- ・会計別収支現計表及び合計残高試算表の計数と各金融機関等発行の預金等残高証明書（令和5年4月末日現在）とを照合し、出席した関係職員に対してヒアリングを実施した。

3 検査の結果

各会計及び各基金に属する現金並びに歳入歳出外現金の出納及び保管については、決裁権者の押印が漏れていた伝票（3件）検査調書の記載が誤っていた伝票（1件）支出命令書の記載が誤っていた伝票（1件）伝票種別が誤っていた伝票（2件）支出額が誤っていた伝票（1件）旅費の請求額が誤っていた伝票（4件）支払済印の押印が漏れていた伝票（2件）債権者の支払口座が誤っていた伝票（1件）債権者の住所が誤っていた伝票（2件）が発見されたが、これらを除いて概ね適切に行われていると認めた。

土地開発公社への貸付金について、令和5年3月末現在の残高を証する書類を土地開発

公社から入手すること及び今後半年に1度程度入手し確認するよう指示した。

また、上記の指摘のうち、支出額を誤っていた件について、今後同様の事案が起こらないよう、再発防止策のため文書で残すよう求めた。

前月分（令和5年3月分）において指摘した「債権者を誤って支払いした件」については、再発防止策について報告を受けたが、当該事案は、重大な事故につながりかねない事案であることを再度確認し注意した。

前月及び今月の検査で発見された支出額や支払先の間違いは少額ではあったが、このように重大な事故につながりかねない事例も、事故であったという認識を持って、当該関係職員等に注意喚起を行う際には、口頭ではなく文書で行うよう指示した。

（添付書類）

- ・会計別収支現計表【一般会計、特別会計、基金等】（令和5年4月分）
- ・合計残高試算表【水道事業会計】（令和5年4月分）
- ・合計残高試算表【下水道事業会計】（令和5年4月分）
- ・合計残高試算表【病院事業会計】（令和5年4月分）